

平成29年度第1回瀬戸市環境審議会 議事録		
日 時	平成29年10月13日(金) 午前9時～11時05分	
場 所	瀬戸市役所 4階 大会議室	
出席者	審議会委員	出席13名 千頭聡会長、石川良文副会長、青山清敏委員、市川春代委員、川瀬秀之委員、小林敬委員、鈴木伸委員、高野雅夫委員、谷口亨委員、服部富久美委員、平出正孝委員、廣嶋卓也委員、山田辰巳委員 欠席なし
	事務局	長谷川利忠市民生活部長 瀬戸市市民生活部環境課 山内徹課長、長江孝課長補佐兼環境保全係長、久野秀幸ごみ減量係長、奥田健二環境保全係主事、松山みなみ環境保全係主事
傍聴者	3名	
次 第	発言者	内 容
1 開会	事務局	○開会の言葉
	事務局	○会議成立の報告
2 あいさつ	事務局	○挨拶
	事務局	○委員交代の紹介 (瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議 会長) ○資料確認
3 議事		
議事(1)	第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書(案)について	
	事務局	○資料「第2次瀬戸市環境基本計画年次報告書(案)」に基づき、平成29年度末現在のリーディングプロジェクト実施状況等について説明
	会長	・今の説明に対して、質問等がありますか。
	副会長	・P3の「自然観光資源を訪れた人数」について、大幅な人数減になっており、一見悪いように感じるが、今回初めて正確な数字を把握したことについて評価する。愛知県の観光レクリエーション統計を見ても、瀬戸市の観光客数はずっと同じ数字が掲載されてきた。これはとても恥ずかしいことである。少ない数字を記載するという役所的には非常に嫌な話であるものを、勇気を持ってきちんと現状を調べ、その上で施策を講じ、状況把握に努める姿勢が現れている。確かにここは入場料を取らないので、正確なカウントはできないが、正確な数字を把握しようとする姿勢を評価したい。 最終的には概算ということにはなるが、岩屋堂バンガロー村については毎年少しずつ増えている状況を見ると、岩屋堂全体としても増えてきている可能性

(2)【公開用】委員名等なし

		<p>はある。実際のところは分からないが、実態数字を把握することで、当該地域はしっかり皆さんが訪れ、自然に親しむ人数の増加傾向が見られる等の考察をすることが大切だ。定光寺でも正確な数字があるため、比較しながら全体評価をすると良い。定光寺の野営場はキャンプ場のことか。</p>
事務局		<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ場と遊歩道が整備されており、中部森林管理局が所管している。
副会長		<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の利用者数の表記がないが、分からないということか。
事務局		<ul style="list-style-type: none"> ・理由は未確認だが、平成28年度から運営主体が無くなってしまったということと思う。
副会長		<ul style="list-style-type: none"> ・正確な数字が把握できれば、定光寺全体の考察ができるため残念である。指定管理の問題か。
委員		<ul style="list-style-type: none"> ・詳しい事情は聞いていないが、管理受託業者から「管理しない」旨の通達があり、管理者「無し」との連絡を受けたとは聞いている。
副会長		<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者が変わったというのは知っているが、指定管理者が変わったことで数字の把握ができていないのであれば問題だと思う。
委員		<ul style="list-style-type: none"> ・全て閉鎖されており、中に入れない状況である。従って、公園利用者の把握はできないと思う。逆に把握できていたらおかしいことになる。
副会長		<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖されているならば、利用者はゼロということになるか。
委員		<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロである。
事務局		<ul style="list-style-type: none"> ・管理主体が決まれば再オープンの可能性はある。せっかくフィールドがあるので、市としても利活用して欲しいとの思いはある。 ・散策はできると思う。
副会長		<ul style="list-style-type: none"> ・承知した。
会長		<ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。 ・石川副会長の発言のとおりである。毎年同じ数字が並んでいることは如何かと思う。今後も正確な数字の把握に努めることと理解していいか。
事務局		<ul style="list-style-type: none"> ・勿論、今後も正確な数字の把握に努める旨を聞いている。
会長		<ul style="list-style-type: none"> ・他に質問等がありますか。 ・事業者会議が10年も継続していることは凄いと思う。
委員		<ul style="list-style-type: none"> ・環境クラブや環境塾等、様々な分野に関わっている。そんな中、正に市民主導でそれぞれの取り組みを進めていること、また非常に熱心にきちんと活動していることに感心して見ている。 ・産業廃棄物の不法投棄の回収が少なくなった旨の報告を受けたが、プラスの見方をするのか、マイナスの見方をするのか。産業廃棄物を棄てる人が少なくなったという意味ではないと考えるが、どう判断し

		ているか。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄自体が減っているという認識は無い。そもそもこの目標を掲げたことが如何かと問われるかもしれない。不法投棄物の回収について、地域住民が国道等に長期間放置されていた不法投棄物を回収する等、地域活動により不法投棄物の量が増えたという指標にもなっている。 山間部に不法投棄物があるのは確かであり、不法投棄パトロールや24時間の監視ができるカメラを設置する等、監視を継続しなければなかなか減らない実態である。
	会長	<ul style="list-style-type: none"> 他に質問等がありますか。
	委員	<ul style="list-style-type: none"> P6の水源保護について、P7の記載で水道水源流域図がH26年に確定しているようだが、この水道水源流域図により源流の保護を今後、進めることができる。水道水源流域図はあるのか。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸市には自己水源として、蛇ヶ洞川を水源とした蛇ヶ洞浄水場、猿投の北麓の上流水を集めて浄水する今年84年も経つ馬ヶ城浄水場の2箇所の自己水源がある。水道課が3年ほど前に流域を調査し、どこが水源地となっているか、ある程度の把握できている。
	委員	<ul style="list-style-type: none"> その上で目標として掲げられている「水源として保護された区域」が現状ゼロということか。流域図があるのであれば、現在、水源を保護するための新条例の制定に繋げていく最中なのか。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸市の水道の約70%は木曾川源流の愛知用水。蛇ヶ洞浄水場は11～13%程度、馬ヶ城浄水場は7%程度、地下水を源流としております原山浄水場も10%弱。 全体の30%程度の自己水源と県水とを合わせて市内の99.7%の普及率で配水をしている。 今後、3箇所の浄水場の更新をしつつ、水をつくる技術・技能・設備等をすべて更新しながら自己水を確保していくのいいか、配水場はすべて県水を配水できる管路網にはなっているため、全て県水で賄うのいいのか、今後、瀬戸の水道をどうしていくべきか、水道課の経営戦略で検討している。 見もあるが、災害時の自己水の有効性も踏まえて、経営戦略でもって1～2年かけて判断することとしている。 場合によっては、瀬戸市内に保護すべき水源が無くなる可能性があるため、現状は条例の策定が未着手である。
	委員	<ul style="list-style-type: none"> 下流域の取水施設の管理が決まってから、上流域の水源をどうするのかという流れか。議題2にもつながっていく内容である。
	会長	<ul style="list-style-type: none"> 馬ヶ城は緩速ろ過である。潰すのは本当に勿体無い。

(2)【公開用】委員名等なし

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・緩速ろ過は、一部電力を使うものの殆ど電源なしで水ができてしまうくらい優秀なもので、県内でも4箇所程になってしまっている。 ・化学薬品を使って浄水する急速ろ過と比べて、かなり安価で、廃棄物も殆ど出ず、しかも水もきれいに浄水できるとして最近話題になっている。 ・そういう意味でも、また災害時のことも考慮して、当該浄水場は残して配水していくべきではないかと考える。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・他にご質問やご意見はありませんか。 ・続いて、第2章の説明をお願いします。ご意見をたくさんいただく関係上、ポイントのみで結構ですので、事務局から説明をお願いします。
事務局	○「市の環境状況と施策の展開状況」について説明。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見、ご質問はありませんか。 ・P26の河川水質調査結果で、蛇ヶ洞川の大腸菌群数だけが多い。BODも環境基準を満たしているようだが、数値的にもすごくきれいな状況である。確認だが、記述について、BODが環境基準を満たしていない表記になっているが。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・記述誤りです。訂正します。 ・蛇ヶ洞川は市がA類型を目指した河川であるため基準が厳しくなっている。他の河川はC類型であるため大腸菌群数の基準が適用されないが、大腸菌群数を測ると瀬戸川、矢田川、水野川は蛇ヶ洞川よりも大きい数値になる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・P35の自動車保有台数について、人口は減っているのに車が増えているのはおかしい。このような大きな変化は考えられない。県税で把握ができると思うが、資料(数値)の出所の信憑性が疑問である。 ・P31の市民一人あたりの都市公園面積のグラフの人口が1年ずつずれているのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の指摘のとおり。訂正する。 (巻末資料P53●都市公園の面積の注釈におきまして、「市民一人あたり都市公園面積」は、各年度末の翌日の人口を使用して算出した、としております。従いまして、人口のずれはございません。但し、そもそも誤解を招く算出であるため、次年度は修正します。)
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車保有台数の変動については、買換えや新規購入に起因する旨の説明だった。保有台数をナンバー登録で確認したと思うが、税で確認をした方が確からしいと考える。 ・可能であれば確認をして欲しい。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・承知しました。 (確認をした結果、税で確認をした場合、減免を受けている車両のカウントが漏れてしまう状況であり、ナンバー登録でのカウントが確からしい旨の回答をいただきました。)
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸市の6割が森林である。海上の森は530ha。うち4割程度が人工林。人工林を間伐するなり適切に管理する、あるいは保全・活用をしていくことを子どもたちに見せていくことが大切。 ・瀬戸市が小中一貫校の計画を進めているが、瀬戸市の木を上手く利用する、見せていくことが最終的には自然を守ることに繋がっていくのではないかと。 ・環境万博を行った瀬戸市であるからこそ、瀬戸市の木を使っていくべきである。 ・環境審議会としても何か関与できるものか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の設計は既に済んでいると聞いている。かなりタイトなスケジュールの中で、平成32年4月オープンに向けて様々な制約を受けて進めている。 ・瀬戸市の木を使っていくことについて、環境課も意見を述べる機会はあるかもしれないが、聞き入れられるか否かは確約できない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・構造材では難しいかもしれないが、修景材であれば可能ではないか。何よりも瀬戸の木材が使用されることは地産地消である。海上の森センターにも床材などに木材が使われているが、量的にも難しい面はある。何かシンボリックに学校の中でお見せすることができないか。 ・尾張旭市で全国植樹祭を行うが、「言の葉プロジェクト」というものがあり、県内でいろんな人から手紙をもらおうとしているが、ドングリ型のポストの蓋に海上の森の檜を使っている。 ・見せることが大切。小中一貫校もずっと残る施設でありチャンスである。海上の森センターも何か力になればと思う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録に残させていただく。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学で新しい建物を建てる際に、建築が進んでいた段階で「都市の木質化プロジェクト」の活動として、学生フロアのフローリングを豊田市の木材を使用するように設計変更した経験がある。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・品野台小学校も相当立派な建物だが、瀬戸の木材を使っていないのか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸市も公共施設の木材使用の方針が定められていると聞いている。程度問題はあるにしても、何らかの形で地元の材を使っていくことになると思う。できればお願いしたい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業の県の積算基準で県内産の木材を使うことが入ればいいが。岐阜県では昔から県産材を使うことが基準に入っている。

委員	<ul style="list-style-type: none"> 6割の森林の中の3割が人工林。使える材と使えない材があるにしても、豊田市には森林組合もあるし製材工場の予定もある。県内の材を使いやすい状況にはある。 																						
会長	<ul style="list-style-type: none"> 環境指標についての質問等はこれでよろしいでしょうか。 光化学オキシダントは市の努力では何ともならないので、次回の計画策定時には指標から外したら如何でしょうか。 また、資源のリサイクル率についても、様々な理由があって伸びないため、指標としてどう考えるかを議論する必要がある。 																						
議事(2)	<p>上半田川町東部の太陽光発電所建設に係る要望書について</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="395 685 663 779">会長</td> <td data-bbox="663 685 1402 779"> <ul style="list-style-type: none"> 議事2「上半田川町東部の太陽光発電所建設に係る要望書」について事務局から説明願います。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 779 663 860">事務局</td> <td data-bbox="663 779 1402 860"> <ul style="list-style-type: none"> 資料2及び別冊資料により事業概要及び要望書の経過について説明 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 860 663 1496">会長</td> <td data-bbox="663 860 1402 1496"> <ul style="list-style-type: none"> 多くの意見をいただきたいと思う。その前に会長として一言申し上げる。審議会は行政の附属機関であり、基本は市長から諮問されて、それを審議するのが大原則。しかし、「非常に大事な基本的事項について市長に意見を述べることができる。」こととなっている。以前に何度か審議会に対して、要望書の提出を受けたことがある。当時の行政の判断としては、審議会が要望書に対して直接回答をしていくのではなく、市長が代わりにそれを回答・公表するという形をとってきた。今回の件は非常に重要な案件であり、扱い方として確認したいのは、審議会としてこの件の賛否についての意見書はなかなか出せないと思う。但し、意見を述べることはできる。従って、今日はそれぞれの立場で自由に意見を出していただき、その議事録を以って審議会の意見として市長にお伝えをするといった扱いにしたいと考えている。そういった理解でいいか。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1496 663 1541">事務局</td> <td data-bbox="663 1496 1402 1541"> <ul style="list-style-type: none"> それで結構です。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1541 663 1659">会長</td> <td data-bbox="663 1541 1402 1659"> <ul style="list-style-type: none"> 自由にご発言いただくことで、それが議事録として残すことができる。 事実確認や質問があればご発言ください。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1659 663 1778">委員</td> <td data-bbox="663 1659 1402 1778"> <ul style="list-style-type: none"> この事業は全くの民間企業の事業ということでもいいか。事業者は資料記載の合同会社でもいいか。 土地は既に取得済みなのか。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1778 663 1823">事務局</td> <td data-bbox="663 1778 1402 1823"> <ul style="list-style-type: none"> 賃借の土地もあると聞いている。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1823 663 1868">委員</td> <td data-bbox="663 1823 1402 1868"> <ul style="list-style-type: none"> 殆どは事業者が取得したということか。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1868 663 1944">事務局</td> <td data-bbox="663 1868 1402 1944"> <ul style="list-style-type: none"> 正確な情報かどうかは定かではないが、土地売買契約は済んでいると思う。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1944 663 2063">委員</td> <td data-bbox="663 1944 1402 2063"> <ul style="list-style-type: none"> 賃貸の土地の地権者さんはこの事業に同意していると理解していいか。 地域の方がこの事業に投資するような話は無いか。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 2063 663 2101">事務局</td> <td data-bbox="663 2063 1402 2101"> <ul style="list-style-type: none"> 判りかねる。 </td> </tr> </table>	会長	<ul style="list-style-type: none"> 議事2「上半田川町東部の太陽光発電所建設に係る要望書」について事務局から説明願います。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 資料2及び別冊資料により事業概要及び要望書の経過について説明 	会長	<ul style="list-style-type: none"> 多くの意見をいただきたいと思う。その前に会長として一言申し上げる。審議会は行政の附属機関であり、基本は市長から諮問されて、それを審議するのが大原則。しかし、「非常に大事な基本的事項について市長に意見を述べることができる。」こととなっている。以前に何度か審議会に対して、要望書の提出を受けたことがある。当時の行政の判断としては、審議会が要望書に対して直接回答をしていくのではなく、市長が代わりにそれを回答・公表するという形をとってきた。今回の件は非常に重要な案件であり、扱い方として確認したいのは、審議会としてこの件の賛否についての意見書はなかなか出せないと思う。但し、意見を述べることはできる。従って、今日はそれぞれの立場で自由に意見を出していただき、その議事録を以って審議会の意見として市長にお伝えをするといった扱いにしたいと考えている。そういった理解でいいか。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> それで結構です。 	会長	<ul style="list-style-type: none"> 自由にご発言いただくことで、それが議事録として残すことができる。 事実確認や質問があればご発言ください。 	委員	<ul style="list-style-type: none"> この事業は全くの民間企業の事業ということでもいいか。事業者は資料記載の合同会社でもいいか。 土地は既に取得済みなのか。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 賃借の土地もあると聞いている。 	委員	<ul style="list-style-type: none"> 殆どは事業者が取得したということか。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 正確な情報かどうかは定かではないが、土地売買契約は済んでいると思う。 	委員	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸の土地の地権者さんはこの事業に同意していると理解していいか。 地域の方がこの事業に投資するような話は無いか。 	事務局	<ul style="list-style-type: none"> 判りかねる。
会長	<ul style="list-style-type: none"> 議事2「上半田川町東部の太陽光発電所建設に係る要望書」について事務局から説明願います。 																						
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 資料2及び別冊資料により事業概要及び要望書の経過について説明 																						
会長	<ul style="list-style-type: none"> 多くの意見をいただきたいと思う。その前に会長として一言申し上げる。審議会は行政の附属機関であり、基本は市長から諮問されて、それを審議するのが大原則。しかし、「非常に大事な基本的事項について市長に意見を述べることができる。」こととなっている。以前に何度か審議会に対して、要望書の提出を受けたことがある。当時の行政の判断としては、審議会が要望書に対して直接回答をしていくのではなく、市長が代わりにそれを回答・公表するという形をとってきた。今回の件は非常に重要な案件であり、扱い方として確認したいのは、審議会としてこの件の賛否についての意見書はなかなか出せないと思う。但し、意見を述べることはできる。従って、今日はそれぞれの立場で自由に意見を出していただき、その議事録を以って審議会の意見として市長にお伝えをするといった扱いにしたいと考えている。そういった理解でいいか。 																						
事務局	<ul style="list-style-type: none"> それで結構です。 																						
会長	<ul style="list-style-type: none"> 自由にご発言いただくことで、それが議事録として残すことができる。 事実確認や質問があればご発言ください。 																						
委員	<ul style="list-style-type: none"> この事業は全くの民間企業の事業ということでもいいか。事業者は資料記載の合同会社でもいいか。 土地は既に取得済みなのか。 																						
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 賃借の土地もあると聞いている。 																						
委員	<ul style="list-style-type: none"> 殆どは事業者が取得したということか。 																						
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 正確な情報かどうかは定かではないが、土地売買契約は済んでいると思う。 																						
委員	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸の土地の地権者さんはこの事業に同意していると理解していいか。 地域の方がこの事業に投資するような話は無いか。 																						
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 判りかねる。 																						

(2)【公開用】委員名等なし

会長	・当初は資料記載の企業が事業主体であったが、現時点では合同会社をつくり、そこが事業主体か。
事務局	・そうである。
委員	・環境アセスメントはかからないという理解でいいか。
事務局	・75ha以上の太陽光発電については、県のアセスメント条例に基づく手続きが必要になるが、今回の事業は約60haであり、対象にならない。
委員	・面積を抑えた訳ですね。
事務局	・そうかもしれない。
委員	・市として、土地利用調整条例のほかに、景観条例などがかかるのか、かからないのか。
事務局	・景観条例に基づき、届出が必要となる。
会長	・土地利用調整条例について簡単に説明願いたい。
事務局	・瀬戸市の土地利用調整条例については、市内の土地利用の明確な計画の無い市街化調整区域内で1,000㎡以上の開発を行う際に、計画されている事業が適切かどうか、そして地元で事前周知が為されているか等の手続きが定められた条例である。 ・現状は、地元に対して事業の周知をしている段階であり、まだ周知が終わっていないと聞いている。周知が終わると、正式に都市計画課にこの事業計画を提出し、それから砂防や森林関係などの個別法に基づいた諸手続きを並行して行う段階である。
委員	・保安林は区域に入っていないのか。
事務局	・残地森林に一部保安林が入っている。 ・事業計画地のすぐ西側に東海自然歩道が通っており、そこから帯状に愛知高原国定公園、自然公園法の規制がかかっているのが、そこも避けて計画されている。
副会長	・位置関係を確認したい。写真の赤く囲ったところの上にあるのは「鱒つり場」なのか。
事務局	・そうである。
副会長	・オオサンショウウオが生息する蛇ヶ洞川の場合はどこになるか。
事務局	・事業計画地はオオサンショウウオが生息する蛇ヶ洞川の最上流域になる。事業計画地の下流に蛇ヶ洞浄水場の水源地であるダムがあり、このダムの下流域にしかオオサンショウウオが生息していない。
副会長	・東海豪雨の際に蛇ヶ洞川で、赤い水（フェロシルト）が流れたが、その件はどのように考えればいいのか。
事務局	・その現場は下流部になる。
副会長	・上流部から下流部に流れてきたのではないのか。
事務局	・ダムよりも下流、オオサンショウウオの生息地よりも上流になる。
副会長	・事業地はその上流部か。
事務局	・上流部になる。
副会長	・そのダムが、ということか。
事務局	(写真を示し)左端がダムになり、その下流部。

(2)【公開用】委員名等なし

	副会長	・図面の緑の部分を残して森林を伐採するということか。
	事務局	・計画では、木は切るけれど抜根はしないという予定であると聞いている。
	副会長	・切った木はどうするのか。
	事務局	・そこは確認していないが、多分、場合によっては雑草防止のチップに活用されるかもしれない。
	副会長	・どのように使われるかはとにかく、太陽光自身が再生可能エネルギーと言われているが、この事業については本末転倒である。環境のためにやっているのか、環境を悪くするためにやっているのか完全に本末転倒である。営利のためとしか言い様が無い。
	会長	<ul style="list-style-type: none"> ・この事業により広大な面積の森林が伐採され、それに伴う自然環境への影響が懸念される。また、設備の維持管理をどうしていくか。 ・FITという固定の買取り制度を活用する事業であり、太陽光パネル自体が永遠に発電できるわけではないので、ある時期になると発電効率が落ちて、いずれは発電できなくなる。 ・開発自身の問題もあり、維持管理の問題もあり、将来的には事業が終わるときのことも含めて考えなくてはいけない。
	副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・場合によっては、20年後に放置される可能性もある。 ・景観上、見た目には見えないんでしょうか。
	事務局	・事業地の中の外周部は緩衝緑地であるとは聞いているので、直接的に全く見えないわけではないが、事業地以外から太陽光パネルが広く確認できる計画ではないと聞いている。
	副会長	・瀬戸は残念ながら、昔から産業廃棄物等の様々なものが集積する場所である。産業廃棄物の問題、フェロシルトの問題、そして今回の計画は新たに来る外的要因である。ここで20年以上発電して、その後に放置され、完全に産業廃棄物となる。そこまで考えているのかどうか疑問である。
	事務局	・資料を見ると、一応、事業後のことも考えた資料にはなっている。資料の中に質問事項とその回答が添付されているが、「事業期間は20年と聞いていますが、事業終了後のことはどうなるのか、現状復帰と思うが廃棄物や放置等ということにはならないか。」という質問を地元がされ、その回答としましては「原則、現状復旧とします。パネル撤去処分も現時点で資金計画の中で組み込まれているので、放置されることはございません。」という回答にはなっている。
	副会長	・現状復旧とは言うが、森林を伐採するわけだ。
	事務局	・森林に戻すと我々は解釈している。保安林解除後の利活用された後は現状復旧して森林に戻すというのが原則であり、同じ意味かと思っている。
	委員	・切土も盛土もある。現状復旧はできない。

(2)【公開用】委員名等なし

事務局	<ul style="list-style-type: none"> 事業地内に濁水防止の機能がある調整池を6箇所つくる計画にもなっている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 航空写真ではよくわからないが、現状の森林は雑木林か。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 雑木林である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 人工林が少しある感じか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 別件だが、海上の森の奥のフジ建設の案件については、瀬戸市は全面撤去させるということで動いたと思うが、その経緯を説明いただけるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 海上の森の上流域のフジ建設の所有地にメガソーラーの計画があり、土地利用調整条例の手続きに入った過程で、市としては愛・地球博の会場地の上流部で大規模なメガソーラーをつくることは万博の理念にも反するというので、市としては中止勧告を出した。かなりの決断だったと思う。中止勧告を出した後、どういった事業であったら認めてもらえるのかと事業者側とやりとりがあったと聞いている。その後、静観しているうちに事業者が中止勧告を無視してパネルが設置されてしまった。市は前面撤去を申し入れたが受け入れられず、市の管理する赤道プラスアルファを撤去して、残った部分は発電に使用されているというのが現状である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 海上の森は、林発の場合の代替施設として土砂流出防止施設等をつくることで許可が下りた。下流の濁りの調査や降雨による変化があった場合には速やかに業者に連絡をとって措置してもらおうということになっている。現状では、今のところ、台風等があっても大きな濁りの問題はないため静観しているところである。開発現場は盛土があり、土砂の流出により溜まることがあれば浚渫をしてもらおう、排水施設も詰まっているようであれば治してもらおうということとし、巡視は定期的に行っている。海上の森の保全は今後も行っていくこととしている。
会長	<ul style="list-style-type: none"> 下半田川に話を戻し、事業地は蛇ヶ洞川の上流になるため、オオサンショウウオが生息する上流部になる。地元の方が出している要望書もご覧になられた上で、何か懸念すべきことがあれば発言ください。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 白岩は東海豪雨で崩れたことがある。あの地区は花崗岩であり尾根部から崩れるため、山の上だからと言って安心はできない。林発でやるのであれば、その代替施設として防災施設を造らなければ災害時に懸念される。
会長	<ul style="list-style-type: none"> 切土も盛土もあるので、土砂流出等の懸念がある。 そもそも森林を伐採するため、CO₂の吸収量が減ってくる。

(2)【公開用】委員名等なし

副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・年次報告書P 2 1の森林の総面積について、この10年間でどんどん減ってきている。今回の計画により約60haの森林が減る。 ・瀬戸市はこれまで、産廃銀座と言われる程に産廃施設ができてきた状況がある。70ha以下で反対が無ければ大規模開発ができてしまう状況である。 ・法律や条例で制限がない以上、認めざるを得ないということになるが、瀬戸市民や瀬戸市の姿勢として困る旨の意思表示があつて然りではないか。 ・産廃銀座ならぬ森林を伐採した本末転倒の太陽光銀座にならないように、何のための太陽光なのか考えてもらうことが大事なのではないか。 ・学生と一緒に中学生や高校生に「瀬戸のいいところは何ですか」と聞くと、「自然だ」と答える。定光寺や岩屋堂に行き、そして学校の社会見学で行く馬ヶ城の浄水場での経験からそう思っている人は多い。今回のように瀬戸市の自然の良いところが、こういった形で無くしてしまうことは、将来のことを考えると残念である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは下流域の水道施設の維持管理・更新が前提かと思うが、その上で上流域の水源の保護・保全をするような条例の制定が望まれる。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・他に意見や質問はありますか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の計画地付近ではないが、過去に赤津地域に大規模な産廃施設ができるという話があり、馬ヶ城の水源の悪化が懸念があるため住民から意見が出された案件があつたが、あの顛末について経緯の説明を願います。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・赤津地域に現存する産廃業者が産業廃棄物最終処分場を持っており、その周辺部の自己所有地で施設を拡張する計画があつた。 ・平成14年に環境課が産廃条例を制定しまして、この手続き条例で環境アセスメントを行うこと、地元と合意書を結ぶこと等の手続きを進める過程で、地域を中心に反対があり、結果としては取り下げた結果となつた。 ・事業者は産廃処分場ではない形で利活用することとし、現在は土砂採取を行っていると聞いている。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・流域には近接しているものの、流域には含まれないようにということだった。
副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・現状復旧について誓約書等はあるのか。瀬戸市内で現状復旧すると言って、しないケースが多々ある。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きがそこまで進んでいない。現状、地元周知の段階であり、計画自体は未だ市に提出されていない。

(2) 【公開用】 委員名等なし

	副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・20年後に金がかかるから止めたと言われたら、そのまま撤去されず風雨に晒され、産廃のように放置される状況は見たくない。
	会長	<ul style="list-style-type: none"> ・業者としては「撤去し原状回復する。」と言うが、どう担保させるかが非常に重要である。 ・別の地域では担保をさせるために、ある種の監視の仕組みをつくり、監視をするための費用は業者が負担していくといったケースもある。 ・事業者が約束したことが、きちんと実行されているかどうかを定期的に担保させるという仕組みがなければいけない。 ・最初は法律に準じてやっているといいながら、いつの間にか倒産をしているということがある。担保をさせる仕組みもきちんと考えてもらうべきである。 ・土地利用調整条例で、地元との協議は必要であるが、合意は必須条件ではないということか。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・そこまでは求めていない。
	委員	<ul style="list-style-type: none"> ・海上の計画2haについて、市としては中止勧告を出した。その理由としては、自然生態系を守るという市としての基本的な姿勢に基づいて、中止勧告から全面撤去という流れがあった。そうであれば、今回の計画はその30倍もの規模であり、中止勧告を出していただきたい。 ・万博の理念というのは海上の森だけではなく、瀬戸市全体の財産として残っているものだと思うので、今回の計画は酷い計画であると思う。 ・農薬の問題があるが、太陽光発電は少しでも草がかかると出力が大きく落ちてしまう。草を一切はやしてはいけないことになる。普通は大量の農薬を使用するが、事業者の回答を見ると、農薬は一切使わないとしている。これだけ大規模な面積を人が草刈機で刈るのか。そんなことはありえない。この点についてもしっかり確認すべきである。大量に農薬を使用することになるため、下流への影響が大きいと考える。
	会長	他に意見や質問はありますか。
	委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者について聞いたことが無い。資本金5千万円規模の会社で、もう1つの会社も資本金1千万円。この規模の会社で何かあった際に賠償責任ができるのか。この事業をやらせてしまっはまずいのではないか。認めてしまうこと自体がおかしい。

(2) 【公開用】 委員名等なし

		<ul style="list-style-type: none"> ・やった者勝ちのような印象を受ける。大樹のあたりでもどンドン設置されているが、小規模のものであれば何とかかなるかもしれないが、大規模なものは、たとえ白岩の山の上であっても如何なものか。 ・市民としては取り下げてもらいたい。子どもの頃に白岩によく行ったのでよく知っているが、あのような場所は開発させない方がよい。
	委員	・住民の合意は要らないが、中止勧告があれば施工できないと理解しているか。
	事務局	・あくまでも勧告であり、事業実施はできてしまう。
	委員	・事業を止めさせる手段はないのか。
	事務局	・法的な強制力が無い。強制的にやめさせる方法はない。
	会長	・会長の立場ではなく言えば、「やめさせられるのは市民」それははっきりしている。それしかない。市長、議会、市民も含めて反対したにも関わらず、設置されてしまうかもしれない。だからこそ問題化している。
	委員	・中止勧告があればできないものと思っていた。
	会長	<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の質問や意見をいただいた。事業者には責任を持たせなければならないということを、大部分の委員が懸念している。多くの意見として中止勧告をするべきではないか。 ・この内容を事務局に議事録をまとめてもらい、各委員の発言の趣旨が間違っていないかどうか確認をした上で、その議事録を市長に報告、そして公開していくことにしているか。 ・この問題については、少し早めに議事録をまとめてもらい、何らかの形で各委員にお送りして誤りがないかどうかを確認し、議事録を公開していく。そして、大きな問題ですから、単なる公開ではなくて、やはり市長に対してもきちんと担当課として、審議会ではこういった意見が出たと説明をしていただきたい。それでいいですか。
	全委員	・了解
議事(3)	主要地方道瀬戸設楽線(瀬戸市南白坂町)道路災害防除工事の完了報告について	
	会長	・議事3「主要地方道瀬戸設楽線道路災害防除工事の完了報告について」事務局から説明願います。
	事務局	・資料3により工事内容及び水質調査結果について説明
	会長	ご質問はありますか。
	全委員	(特に無し)

	会長	審議会の議事としては以上で終了します。
傍聴者発言	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ご審議ありがとうございました。 ・審議会の傍聴者が3名おみえになっている。傍聴要綱8条に「傍聴者は審議会の終了後、会長の許可を得て発言をすることができる。ただし、特定個人や団体を詰問したり、糾弾したりするような発言をすることができない。」という規定がある。これに基づいて、傍聴人の方でご発言をされる方は、会長の許可を得て1人3分程度でご発言をいただきたい。
	会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ご発言があれば、どうぞ。
	傍聴者 1	<ul style="list-style-type: none"> ・上半田川町の副会長をしている。私からは全体の流れについて、2番目の柴田は米について、3番目の江尻からは生物と環境について発言をさせていただく。 ・私は、業者の事業の進行についてモニターしている。業者が昨日、土地利用調整条例上の開発申請をし、協議報告書も提出され、資料にあるとおりのスケジュールで業者は着々と進めている。このままだと来年の6月には着工されてしまう。 ・地元としては上半田川町を中心に、白岩町、片草町、そしてオオサンショウウオのいる下半田川町が一体となって、品野連合として品野自治会に依頼して全住民の反対声明を出させてもらおう。 ・今後、より活動の幅を広げていく予定である。できれば全市的な自治会の理解、市への要請や議会への要請を進めていかなくては、なかなか事業を止められない。事業を止めるポイントはどこなのか、今日はいくつかヒントがもらえた。このままでは、オオサンショウウオがいなくなり、私の家の前の川の水も飲めなくなる。引き続き、活動を進めていく。
	傍聴者 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ミネアサヒといって、三河山間部から岐阜県境にかけて作っている米だが、非常に美味しい米である。ミネアサヒは水がきれいできれいできない。木だけが大きくなって実が生らないものになり風評被害も心配している。 ・既に給食で小中学生にも食べてもらっているが、風評被害で駄目になってしまう心配をしている。 ・今日は自然を守るための貴重な意見がもらえた。
傍聴者 3	<ul style="list-style-type: none"> ・県の認可をもらった上川漁業生産組合の組合長をしており、上半田川町で鱒の養殖をしている。 ・蛇ヶ洞川の水を取水しているが、水温の上昇で鱒が死んでしまう。森林を伐採し、ソーラーを設置し、ソーラーで温まった水が蛇ヶ洞川に流れ込み、日に日に弱り最後には鱒だけではなく全ての魚が炎症を起こして死んでしまう。このような上流でこのような事業をされることで営業ができなくなってしまう。・春の総会で特別決起を上げ、愛知県知事に対して決議を届けた。 	

(2)【公開用】委員名等なし

		<ul style="list-style-type: none">・もう1点、年次報告書P48に生物の表があるが、蛇ヶ洞川にもヌマエビがいる。蛇ヶ洞川浄水池にもいる。オヤニラミもいる。この浄水池を調査してもらおうといろいろな貴重な生物がいる可能性がある。かつてタガメやタイコウチもいた。
閉会	会長	これで閉会いたします。